

## 00 住宅宿泊事業届出時添付書類チェックリスト

区分		添付書類	確認欄
法人の場合	届出法人	●届出法人の「定款又は寄付行為」 ※外国法人の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの。 （「商号」、「事業目的」、「役員数」、「任期」、「主たる営業所又は事業所の所在地」の記載のあるものに限る）	
		●届出法人の「登記事項証明書」 （届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもの） ※原本 ※外国法人の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの（「法人名」、「事業目的」、「代表者名」、「役員数」、「任期」、「主たる営業所又は事業所の所在地の記載のあるものに限る」）	
	届出法人の	●役員の「身分証明書」 （届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもの） ※原本	
		※外国籍の役員の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの	
個人の場合	届出者及び法定代理人	●届出者及び法定代理人の「住民票」（届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもので、 <b>本籍地記載のあるもの</b> ） ※原本	
		●届出者及び法定代理人の「身分証明書」 （届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもの） ※原本 ※外国籍の場合は法人の場合と同じ	
		●法定代理人の「登記事項証明書」（届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもの） （届出者が未成年者であって、法定代理人が法人の場合に限る。） ※原本	
法人・個人共通		●届出住宅の「登記事項証明書」（届出日前 <b>3月以内</b> に発行されたもの） ※原本	
		●届出住宅が「入居者の募集が行われている家屋」（法第2条2号）の場合、入居者募集の広告など、入居者募集をしていることを証する書類 ※広告の写し、不動産情報サイトの写し、募集の写真等	
		●届出住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」（法第2条3号）の場合、随時その所有者等の居住の用に供されていることを証する書類 ※届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅との間の公共交通機関の往復の領収書の写し等	
		●次の事項を含む図面	
		① 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置	
		② 住宅の間取り及び出入口	
		③ 各階の別	
④ 居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積 ※宿泊者が占有する部分の床面積は、1人あたり3.3㎡を確保していること			

<p>⑤ 国土交通省告示第 1109 号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」に定める安全措置の内容（非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等）</p> <p>※「民泊の安全措置の手引き」（観光庁ホームページ）を参照</p>	
<p>●安全措置のチェックリスト（様式 2）</p> <p>※「民泊の安全措置の手引き」（観光庁ホームページ）を参照</p>	
<p>●届出者が賃借人である場合、賃貸人が住宅宿泊事業に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面 ※必要に応じて原本確認</p> <p>※分割所有の場合、所有者全員の承諾が必要</p>	
<p>●届出者が転借人である場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面 ※必要に応じて原本確認</p>	
<p>●マンションなど、複数の所有者が存する場合の建物の場合は、専有部分の用途に関する規約の写し ※必要に応じて原本確認</p>	
<p>●規約に住宅宿泊事業を営むことに関する定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類（様式 3）</p>	
<p>●共同住宅における住宅宿泊事業運営にかかる承諾書（様式 4）</p> <p>※フロア単位による営業が難しい場合に添付が必要</p>	
<p>●「住宅宿泊管理業者から交付された書面」の写し（法第 34 条に基づく書面。住宅宿泊管理業者に管理を委託する場合のみ添付が必要） ※原本持参</p>	
<p>●届出者が欠格事項に該当しないことを誓約する書面（別に定める基準様式 1, 2）</p>	
<p>●「消防法令適合通知書」の写し ※原本持参</p>	
<p>●届出住宅の場所を示す見取図 ※インターネットの地図の印刷でも可</p>	
<p>●周辺地域への生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項を宿泊者に説明する書類等 ※騒音の防止に関する事、ごみの処理に関する事、火災の防止に関する事等を記載する</p>	
<p>●周辺住民等へ説明を行ったことを記録した書類の写し（様式 1）</p> <p>※<b>周辺 20m 以内に存する建物</b>の居住者に対して周知。</p> <p>※ポスティングにて周知する場合は<b>ポスティングした文書も添付</b>してください。</p>	
<p>●宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を委託する場合に、住宅宿泊仲介業者又は旅行者に委託していることを証する書面の写し</p>	
<p>●個人情報等の取り扱いに関する同意書（様式 5, 6）</p>	